

## 【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年11月13日
【届出者の氏名又は名称】	有限会社河野商事
【届出者の住所又は所在地】	東京都新宿区新宿三丁目27番10号
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区新宿三丁目27番10号
【電話番号】	03 - 3352 - 0380（代表）
【事務連絡者氏名】	業務部長 浅見 良太郎
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	有限会社河野商事 （東京都新宿区新宿三丁目27番10号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

- (注1) 本書中の「公開買付者」及び「当社」とは、有限会社河野商事をいいます。
- (注2) 本書中の「対象者」とは、武蔵野興業株式会社をいいます。
- (注3) 本書中の記載において、計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。
- (注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注7) 本書中の「本公開買付け」とは、本書提出に係る公開買付けをいいます。
- (注8) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。
- (注9) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、別段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。
- (注10) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。）第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

## 第1【公開買付要項】

### 1【対象者名】

武蔵野興業株式会社

### 2【買付け等をする株券等の種類】

普通株式

### 3【買付け等の目的】

#### (1) 本公開買付けの概要

当社は、不動産の賃貸並びにコンサルタント業務等を主たる事業の内容として平成16年10月に設立された有限会社であり、本書提出日現在において、対象者の筆頭株主であり代表取締役社長である河野義勝氏はその議決権の全てを直接所有し、かつ当社の代表取締役を務めております。本書提出日現在、当社の特別関係者である河野義勝氏（所有株式数3,478,693株、所有割合（対象者が平成25年8月13日に提出した第143期第1四半期報告書に記載された平成25年6月30日現在の発行済株式総数（10,500,000株）に対する所有株式数の割合をいい、その計算において小数点以下第三位を四捨五入しております。以下同じです。）33.13%）及び当社と対象者の取締役を兼務し、河野義勝氏の配偶者である河野優子氏（所有株式数824,640株、所有割合7.85%）、河野義勝氏の長男である河野勝樹氏（所有株式数32,916株、所有割合0.31%）は対象者普通株式を合計で4,336,249株（所有割合41.30%）を保有しております。

当社は、対象者の第2位株主である株式会社リサ・パートナーズ（以下「リサ・パートナーズ」といいます。）が、本書提出日現在、所有する対象者普通株式1,526,625株（所有割合14.54%）の一部である1,000,000株（所有割合9.52%）（以下「リサ・パートナーズ応募予定株式」といいます。）を取得し、当社及び当社の特別関係者が所有する対象者普通株式の所有割合の合計が50.82%（5,336,249株）とすることを目的として本公開買付けの実施を決定いたしました。なお、本公開買付けは、本書提出日現在、当社及び当社の特別関係者が所有する対象者株券等に係る株券等所有割合の合計が三分の一を超えているため、法第27条の2第1項第2号の規定に従い公開買付けの手続きをとるものです。

本公開買付けにあたり、当社はリサ・パートナーズとの間で、リサ・パートナーズ応募予定株式について、本公開買付けに応募する旨の合意を得ております。なお、かかる応募についての前提条件は存在しません。

本公開買付けにおいては、リサ・パートナーズ応募予定株式の応募を前提として行われ、また、当社は本公開買付け後も引き続き対象者普通株式の上場を維持する方針であることを理由として、買付予定の株券等の数は、当社とリサ・パートナーズとで合意した応募株式数と同数である1,000,000株（所有割合9.52%）を買付予定数の上限及び下限として設定しております。そのため、応募株券等の数の合計が買付予定数の上限（1,000,000株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。他方、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（1,000,000株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。

対象者が平成25年11月12日に公表した「有限会社河野商事による当社株券に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者の取締役会は、意思決定の方法・過程における公正性・適正性を確保するため、当社、対象者及びリサ・パートナーズのいずれからも独立したリーガル・アドバイザーである弁護士雨宮眞也法律事務所から本公開買付けに関する対象者取締役会の意思決定の方法・過程について法的助言を受けながら慎重に審議、検討の上、本公開買付けにより当社がリサ・パートナーズの保有している対象者普通株式の一部を取得し、実質的に河野義勝氏が対象者の支配株主となることは、短期的な投資回収を目的としない会社が安定大株主となることで、対象者の経営安定が図られ、長期的な視点での事業計画と運営が可能となり、今後の事業の再構築と企業価値の向上に有益であること、本公開買付けは対象者普通株式の東京証券取引所市場第二部における上場を維持することを企図しており、本公開買付けにおいて、本公開買付けの買付予定数の上限が設定され、本公開買付け後も対象者株式の上場が維持される予定であること、本公開買付け後における対象者の役員構成についても現状が維持されることから、当社及び当社の特別関係者以外の株主の利益保護及びすべてのステークホルダーにも配慮した経営を行うことが今後も可能と判断し、一方で危惧される支配株主による独断的な経営に関しましても、対象者社外役員（社外取締役2名及び社外監査役2名）の監視・監督により、経営の透明性及び取引の公正性を担保し、一定の独立性を維持していくことで、一般株主の利益と相反しない経営を継続できるとの判断に至ったことから、平成25年11月12日開催の対象者取締役会において、本公開買付けについて賛同の意見を表明することを、審議及び決議に参加した取締役2名全員の一致により、決議したとのことです（なお、対象者によれば、対象者の取締役は合計5名であるところ、そのうち、河野義勝氏、河野優子氏及び三村篤氏については、後記「(3)利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認」記載の理由により、かかる対象者取締役会における本公開買付けに関する審議及び決議には参加していないとのことです。）。

なお、対象者は、同日開催の対象者取締役会において、本公開買付けの主たる目的が、当社がリサ・パートナーズ応募予定株式を取得することであり、本公開買付けにおける対象者普通株式の1株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）についても、当社とリサ・パートナーズとの協議・交渉により、両者が合意した価格であり、かつ直近の市場価格よりディスカウントされた買付価格であること、また、当社は、1,000,000株（所有割合9.52%）を上限として本公開買付けを実施するため、当社が所有する対象者普通株式の所有株式数は、最大で1,000,000株（所有割合9.52%）にとどまり、対象者普通株式は、本公開買付け終了後も引き続き東京証券取引所市場第二部における上場を維持することが企図されており、今後も対象者普通株式は企業価値判断に基づき市場での一般的な取引が可能であることから、対象者の株主の皆様としては本公開買付け成立後も対象者の普通株式を引き続き保有することにも十分な合理性が認められることに鑑み、本公開買付価格の妥当性についての意見を留保し、本公開買付けに応募されるか否かについては、株主の皆様判断に委ねることが望ましいとの判断に至り、その旨を審議及び決議に参加した取締役2名全員の一致により、決議したとのことです（なお、対象者によれば、河野義勝氏、河野優子氏及び三村篤氏については、後記「(3)利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認」記載の理由により、かかる対象者取締役会における本公開買付けに関する審議及び決議には参加していないとのことです。）。

また、上記の平成25年11月12日開催の対象者取締役会には、対象者の監査役3名のうち体調不良による健康上の理由から審議及び決議を欠席した社外監査役である小木郁哉氏を除く2名（うち1名は社外監査役）が出席しており、いずれも上記の対象者の取締役会における決議事項（すなわち、本公開買付けについて、賛同の意見を表明する旨、及び本公開買付価格の妥当性についての意見を留保し、対象者普通株式について本公開買付けに応募するか否かは、それぞれ株主の皆様のご判断に委ねる旨の決議）について異議がない旨の意見を述べているとのことです。

## (2) 本公開買付けを実施するに至った背景及び理由

当社は、平成16年10月に設立された、当社の代表取締役であり、かつ対象者の代表取締役社長である河野義勝氏が、議決権の100%を直接保有する有限会社であります。不動産の賃貸並びにコンサルタント業務を主たる事業内容としております。

一方、対象者は、映画興行を目的として大正9年に設立された株式会社武蔵野館を起源として、昭和24年に東京証券取引所に株式を上場し、本書提出日現在、東京証券取引所市場第二部に上場しており、対象者、子会社3社、関連会社2社による対象者グループを形成し、「社会に健全な娯楽を提供すること」を主要な事業目的として、映画館を経営する映画事業、土地・建物の賃貸並びに販売と仲介を行う不動産事業、自動車教習所を経営する自動車教習事業及び住宅関連資材の販売や軽飲食店の経営委託を行う商事事業等を行っているとのことです。しかしながら、映画事業は事業構造上作品の持つ話題性や集客力次第で、営業成績が大きく左右される特性があり、経営成績に重要な影響を与える要因となることから、近年では、不動産を中心とした資産の有効活用を最重要経営戦略と位置付け、不動産事業部門を経営の主軸に据え、看板事業である映画事業部門や自動車教習部門の活性化に努めているとのことです。加えて、平成25年10月22日付で公表した「フィリピンにおけるリゾート開発関連事業に関する検討の開始について」によれば、フィリピンにおけるリゾートマンションの分譲やアニメーションスクールの設立運営等に対し、対象者グループでの出資もしくは事業運営への参画の検討を開始したとのことです。

また、本公開買付けに応募予定の株式を保有する対象者の第2位の大株主であるリサ・パートナーズは、企業・債権・資産のビジネス領域において、投融資からアドバイザーまで横断的に広範囲にわたる事業を展開する企業であり、平成17年5月27日開催の対象者取締役会決議に基づき、リサ・パートナーズとの間で、両社の関係強化及び相互の発展を主要な目的とする資本提携についての基本合意書を締結し、対象者の連結子会社が所有していた対象者株式を同日付でリサ・パートナーズが1株当たり215円で1,526,625株（所有割合14.54%）を譲受けて現在に至っているとのことです。その後、対象者はリサ・パートナーズと共同して作成した事業計画を推し進め、所有不動産の流動化や不稼働資産の売却などの諸施策を同社の協力のもとに実行し、平成23年9月には、当該計画の柱であった所有不動産の流動化スキームが一定の成果を上げ完結したことで、両社の資本提携による当初の目的は達成されたとのことです。

以上の経緯を経て、対象者は、平成25年7月上旬頃、リサ・パートナーズより、同社が保有する対象者普通株式を売却し、資本提携関係を一部解消する意向を有している旨を示されましたが、対象者としても、所有不動産の流動化スキームが完結し、リサ・パートナーズとの資本関係を解消する時期に来ていると考えていた時期での申し入れであったため、これを受け入れる方向で検討を行ってきたとのことです。対象者は、資本提携関係の一部解消に伴い、同社所有の対象者株式が一時的にまとまって株式市場に放出されることによる対象者普通株式の流動性及び市場価格に与える影響や、今後の事業展開を円滑に行える経営環境としての安定的な株主構成の維持に配慮し、対象者と良好な関係にある取引先等の第三者による買い受けや対象者が自己株式として買い受けの可能性がある、並びに対象者の関連当事者による取得といった方法を、対象者の資本政策上、望ましい株式移動の手段と考え、その可能性につき検討を重ねたとのことです。しかしながら、対象者による自己株式としての買い受けに関しましては、繰越損失が存在する現在の状態では、会社法第461条1項2号・3号の規制上、これを行うことができず、また、取引先等の第三者による買い受けにつきましても、消費税の増税等、先行きに不透明感がある現在の経済環境において、リサ・パートナーズが売却を希望する対象者株式数が相当規模に及ぶことから、長期安定保有を依頼できるような適切な企業等の選定に至らなかったとのことです。

このような状況の中、当社の代表取締役であり対象者の筆頭株主である河野義勝氏が議決権のすべてを保有する対象者の関連当事者である当社が、リサ・パートナーズの株式売却の意向を汲んで、買い受けを行うことが、前述した対象者の資本政策のビジョンに違わず、今後の対象者のさらなる成長・発展と企業価値の向上に安定的に寄与する最善の手段であるとの判断に至り、リサ・パートナーズと応募株式買い取りの交渉を行い、一定の条件が整えば買い受けを行うとの意向を対象者は得ることができたとのことです。

その結果、当社がリサ・パートナーズ応募株式を買い取り、当社と対象者との間の協力関係を構築していくことが、対象者の今後の事業計画に影響を与えずに、短期的な投資回収を目的としない会社が安定大株主となることで、長期的な視点での事業運営が可能となり、対象者の企業価値向上に資するものと考え、平成25年11月12日に当社とリサ・パートナーズとの間でリサ・パートナーズ応募予定株式を本公開買付けに応募する旨の合意に至り、平成25年11月12日に、本公開買付けを実施すること、及び当社におけるリサ・パートナーズ応募予定株式を買付けが可能な財務状況及び資金繰りに鑑み、また、リサ・パートナーズも対象者との資本提携関係を一挙に全て解消するのではなく、段階的に取り組みながら今後の方針を検討していくとの考えから、買付け株数は1,000,000株とすることを決定いたしました。当社といたしましては、対象者株式が東京証券取引所の定める上場廃止基準に抵触することがないように、本公開買付け後も対象者株式の上場を引き続き維持することを企図しており、上場会社としての対象者の独立性を確保しつつ、危惧される支配株主による独断的な経営の可能性については、対象者の役員における社外役員の監視・監督により、取引の公正性を担保し、当社との協力関係をさらに強化し、対象者の企業価値向上を図っていく方針です。また、本公開買付け後における対象者の役員構成につきましては、現状を維持いたします。

なお、本公開買付け終了後におきまして、対象者とリサ・パートナーズとの関係については、対象者が保有している不動産の有効活用についての助言を、対象者はリサ・パートナーズより得ていることもあり、引き続き良好な事業関係を継続する予定とのことですが、リサ・パートナーズから対象者への役員の派遣は行われまいとのことです。また、リサ・パートナーズが本公開買付けに応募する予定でない対象者普通株式526,625株（所有割合5.02%）についてのリサ・パートナーズの保有方針については、引き続き保有しながら方針を検討していくとのことです。

当社は、本公開買付けの主たる目的がリサ・パートナーズ応募予定株式を取得することであることに鑑み、本公開買付価格については、当社とリサ・パートナーズとの協議・交渉を重ね、両者が合意した価格とする方針を採用しました。

当社とリサ・パートナーズは、対象者普通株式の取引が一般的に金融商品取引所を通じて行われていることを勘案し、本公開買付価格につきましても、対象者普通株式の市場価格を基に検討することといたしました。そして、対象者普通株式の6ヶ月間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）の市場価格終値の推移（161円～200円）及び株式市場における取引状況等を総合的に勘案し、協議・交渉した結果、本公開買付けの交渉を開始した時期である平成25年7月を基準として、交渉期間である平成25年7月1日から平成25年9月30日までの3ヶ月間の東京証券取引所市場第二部における対象者普通株式の終値の単純平均値である178円から24.16%ディスカウントをした価格である135円をもって本公開買付価格とすることについて合意いたしました。

なお、本公開買付価格の決定に際しては、対象者普通株式の取引が一般的に金融商品取引所を通じて行われていることを勘案し、対象者普通株式の市場価格を基に検討することとしており、当社は対象者の関連当事者として相当程度に把握している対象者の事業・財務内容に関する情報を踏まえて、当社が想定した対象者株式の価値は本公開買付価格以上であると判断いたしました。また、対象者は平成25年11月8日に「業績予想の修正に関するお知らせ」を公表しておりますが、本修正が本公開買付価格に与える影響はございません。なお、本公開買付けに際し、本公開買付価格の算定に関する第三者の意見の聴取等の措置は講じておりません。

また、本公開買付価格である1株当たり135円は、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である平成25年11月11日の東京証券取引所市場第二部における対象者普通株式の終値178円に対して24.16%（小数点以下第三位を四捨五入。以下ディスカウントの計算について同じ。）のディスカウント、過去1ヶ月間（平成25年10月11日から平成25年11月11日まで）の終値の単純平均値180円に対して25.00%のディスカウント、過去3ヶ月間（平成25年8月12日から平成25年11月11日まで）の終値の単純平均値180円に対して25.00%のディスカウント、過去6ヶ月間（平成25年5月10日から平成25年11月11日まで）の終値の単純平均値177円に対して23.73%のディスカウントをそれぞれ行った金額となります。なお、本公開買付価格は、本書提出日の前営業日の平成25年11月12日の対象者普通株式の東京証券取引所市場第二部における終値178円に対して、24.16%ディスカウントした価格に相当します。

### (3) 利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程において、利益相反を回避する観点から、主として以下の内容の本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置を講じているとのことです。

#### 対象者における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認

対象者プレスリリースによれば、対象者は、平成25年11月12日開催の対象者取締役会において、本公開買付けについて、慎重に審議、検討した結果、本公開買付けにより当社が、リサ・パートナーズの保有している対象者株式の一部を取得し、実質的に河野義勝氏が対象者の支配株主となることは、( )短期的な投資回収を目的としない会社が安定大株主となることで、対象者の経営安定が図られ、長期的な視点での事業計画と運営が可能となり、今後の事業の再構築と企業価値の向上に有益であること、( )本公開買付けは対象者普通株式の東京証券取引所市場第二部における上場を維持することを企図しており、本公開買付けにおいて、本公開買付けの買付予定数の上限が設定され、本公開買付け後も対象者株式の上場が維持される予定であること、( )本公開買付け後における対象者の役員構成についても現状が維持されることから、当社及び当社の特別関係者以外の株主の利益保護及びすべてのステークホルダーにも配慮した経営を行うことが今後も可能と判断し、一方で危惧される支配株主による独断的な経営に関しましても、対象者の社外役員（社外取締役2名及び社外監査役2名）の監視・監督により、経営の透明性及び取引の公正性を担保し、一定の独立性を維持していくことで、一般株主の利益と相反しない経営を継続できるとの判断に至り、本公開買付けについての賛同の意見を表明することを、審議及び決議に参加した取締役2名全員の一致により、決議したとのことです。なお、本公開買付けの妥当性については、( )本公開買付けの主たる目的が、当社がリサ・パートナーズ応募予定株式を取得することであり、本公開買付け価格についても、当社とリサ・パートナーズとの協議・交渉により、両者が合意した価格であり、かつ直近の市場価格よりディスカウントされた買付価格であること、また、( )当社は、1,000,000株（所有割合9.52%）を上限として本公開買付けを実施するため、当社が所有する対象者普通株式の所有株式数は、最大で1,000,000株（所有割合9.52%）にとどまり、対象者普通株式は、本公開買付け終了後も引き続き東京証券取引所市場第二部における上場を維持することが企図されており、今後も対象者普通株式は企業価値判断に基づき市場での一般的な取引が可能であることから、対象者の株主の皆様としては本公開買付け成立後も対象者の普通株式を引き続き保有することにも十分な合理性が認められることに鑑み、本公開買付け価格の妥当性については、意見を留保し、本公開買付けに応募されるか否かについては、株主の皆様判断に委ねることが望ましいとの判断に至り、その旨を審議及び決議に参加した取締役2名全員の一致により、決議したとのことです。

なお、対象者プレスリリースによれば、対象者の取締役は合計5名であるところ、そのうち、河野義勝氏は当社の代表取締役を兼務していることから、河野優子氏は河野義勝氏の配偶者であり、かつ当社及び対象者の取締役を兼務していることから、また、三村篤氏は本公開買付けに応募する旨の合意を得ているリサ・パートナーズの元従業員であることから、利益相反のおそれを回避する観点から、かかる対象者取締役会における本公開買付けに関する審議及び決議には参加していないとのことです。

また、上記の平成25年11月12日開催の対象者取締役会には、対象者の監査役3名のうち体調不良による健康上の理由から審議及び決議を欠席した社外監査役である小木郁哉氏を除く2名（うち1名は社外監査役）が出席しており、いずれも対象者の取締役会が上記の意見表明をすることに異議がない旨の意見を述べているとのことです。

#### 対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けに係る審議に慎重を期し、対象者の取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、当社、対象者及びリサ・パートナーズのいずれからも独立した弁護士雨宮眞也法律事務所を法務アドバイザーに選任し、本公開買付けに対する対象者の取締役会の意思決定の方法及び過程等について法的助言を受けているとのことです。なお、対象者は本公開買付けの検討以前から弁護士雨宮眞也法律事務所法務アドバイスを依頼しており、本公開買付けの検討に当たり、法務アドバイザーを変更した事実はないとのことです。

(4) 上場廃止となる見込みの有無について

対象者普通株式は、本書提出日現在、東京証券取引所市場第二部に上場しておりますが、本公開買付けは対象者の上場廃止を企図するものではなく、当社は1,000,000株（所有割合9.52%）を上限として本公開買付けを実施いたしますので、当社が所有する対象者普通株式の所有株式数は、最大で1,000,000株（所有割合9.52%）であり、本公開買付け後における当社及び当社の特別関係者が所有する対象者普通株式の所有株式数は、合計で5,336,249株（所有割合50.82%）にとどまります。従いまして、対象者普通株式は、本公開買付け終了後も引き続き東京証券取引所市場第二部における上場が維持される予定です。

(5) 本公開買付け後の株券等の追加取得の予定

本公開買付けは、リサ・パートナーズと合意したリサ・パートナーズ応募予定株式（1,000,000株、所有割合9.52%）を取得することを主たる目的として実施するものであることから、当社は、現時点において、本公開買付け終了後に対象者普通株式を追加で取得することは予定しておりません。

(6) 公開買付者と対象者の株主との間における本公開買付けの応募に係る重要な合意に関する事項

当社は、平成25年11月12日付にて、対象者普通株式1,526,625株（所有割合14.54%）を所有するリサ・パートナーズとの間で、リサ・パートナーズ応募予定株式について本公開買付けに応募する旨の合意をしております。なお、かかる応募についての前提条件は存在しません。また、リサ・パートナーズが本公開買付けに応募する予定でない対象者普通株式526,625株（所有割合5.02%）についてのリサ・パートナーズの保有方針については、引き続き保有しながら方針を検討していくとのことです。

4【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1)【買付け等の期間】

【届出当初の期間】

買付け等の期間	平成25年11月13日(水曜日)から平成25年12月11日(水曜日)まで(21営業日)
公告日	平成25年11月13日(水曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス <a href="http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/">http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/</a> )

【対象者の請求に基づく延長の可能性の有無】

法第27条の10第3項の規定により、対象者から買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は30営業日、平成25年12月25日(水曜日)までとなります。

【期間延長の確認連絡先】

確認連絡先 有限会社河野商事  
 東京都新宿区新宿三丁目27番10号  
 03(3352)0380(代表)  
 業務部長 浅見 良太郎  
 確認受付時間 平日 午前10時から午後5時まで

(2) 【買付け等の価格】

株券	普通株式 1 株につき金135円
新株予約権証券	
新株予約権付社債券	
株券等信託受益証券 ( )	
株券等預託証券 ( )	
算定の基礎	<p>当社は、本公開買付けの主たる目的がリサ・パートナーズ応募予定株式を取得することであることに鑑み、本公開買付価格については、当社とリサ・パートナーズとの協議・交渉を重ね、両者が合意した価格とする方針を採用しました。</p> <p>当社とリサ・パートナーズは、対象者普通株式の取引が一般的に金融商品取引所を通じて行われていることを勘案し、本公開買付価格につきましても、対象者普通株式の市場価格を基に検討することといたしました。そして、対象者普通株式の6ヶ月間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）の市場価格終値の推移（161円～200円）及び株式市場における取引状況等を総合的に勘案し、協議・交渉した結果、本公開買付けの交渉を開始した時期である平成25年7月を基準として、交渉期間である平成25年7月1日から平成25年9月30日までの3ヶ月間の東京証券取引所市場第二部における対象者普通株式の終値の単純平均値である178円から24.16%ディスカウントをした価格である135円をもって本公開買付価格とすることについて合意いたしました。</p> <p>なお、本公開買付価格の決定に際しては、対象者普通株式の取引が一般的に金融商品取引所を通じて行われていることを勘案し、対象者普通株式の市場価格を基に検討することとしており、当社は対象者の関連当事者として相当程度に把握している対象者の事業・財務内容に関する情報を踏まえて、当社が想定した対象者株式の価値は本公開買付価格以上であると判断いたしました。また、対象者は平成25年11月8日に「業績予想の修正に関するお知らせ」を公表しておりますが、本修正が本公開買付価格に与える影響はございません。なお、本公開買付けに際し、本公開買付価格の算定に関する第三者の意見の聴取等の措置は講じておりません。</p> <p>また、本公開買付価格である1株当たり135円は、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である平成25年11月11日の東京証券取引所市場第二部における対象者普通株式の終値178円に対して24.16%のディスカウント、過去1ヶ月間（平成25年10月11日から平成25年11月11日まで）の終値の単純平均値180円に対して25.00%のディスカウント、過去3ヶ月間（平成25年8月12日から平成25年11月11日まで）の終値の単純平均値180円に対して25.00%のディスカウント、過去6ヶ月間（平成25年5月10日から平成25年11月11日まで）の終値の単純平均値177円に対して23.73%のディスカウントをそれぞれ行った金額となります。なお、本公開買付価格は、本書提出日の前営業日の平成25年11月12日の対象者普通株式の東京証券取引所市場第二部における終値178円に対して、24.16%ディスカウントした価格に相当します。</p>

算定の経緯

当社は、平成16年10月に設立された、当社の代表取締役であり、かつ対象者の代表取締役社長である河野義勝氏が、議決権の100%を直接保有する有限会社であります。不動産の賃貸並びにコンサルタント業務を主たる事業内容としております。

一方、対象者は、映画興行を目的として大正9年に設立された株式会社武蔵野館を起源として、昭和24年に東京証券取引所に株式を上場し、本書提出日現在、東京証券取引所市場第二部に上場しており、対象者、子会社3社、関連会社2社による対象者グループを形成し、「社会に健全な娯楽を提供すること」を主要な事業目的として、映画館を経営する映画事業、土地・建物の賃貸並びに販売と仲介を行う不動産事業、自動車教習所を経営する自動車教習事業及び住宅関連資材の販売や軽飲食店の経営委託を行う商事事業等を行っているとのことです。しかしながら、映画事業は事業構造上作品の持つ話題性や集客力次第で、営業成績が大きく左右される特性があり、経営成績に重要な影響を与える要因となることから、近年では、不動産を中心とした資産の有効活用を最重要経営戦略と位置付け、不動産事業部門を経営の主軸に据え、看板事業である映画事業部門や自動車教習部門の活性化に努めているとのことです。加えて、平成25年10月22日付で公表した「フィリピンにおけるリゾート開発関連事業に関する検討の開始について」によれば、フィリピンにおけるリゾートマンションの分譲やアニメーションスクールの設立運営等に対し、対象者グループでの出資もしくは事業運営への参画の検討を開始したとのことです。

また、本公開買付けに応募予定の株式を保有する対象者の第2位の大株主であるリサ・パートナーズは、企業・債権・資産のビジネス領域において、投融資からアドバイザーまで横断的に広範囲にわたる事業を展開する企業であり、平成17年5月27日開催の対象者取締役会決議に基づき、リサ・パートナーズとの間で、両社の関係強化及び相互の発展を主要な目的とする資本提携についての基本合意書を締結し、対象者の連結子会社が所有していた対象者株式を同日付でリサ・パートナーズが1株当たり215円で1,526,625株（所有割合14.54%）を譲受けて現在に至っているとのことです。その後、対象者はリサ・パートナーズと共同して作成した事業計画を推し進め、所有不動産の流動化や不稼働資産の売却などの諸施策を同社の協力のもとに実行し、平成23年9月には、当該計画の柱であった所有不動産の流動化スキームが一定の成果を上げ完結したことで、両社の資本提携による当初の目的は達成されたとのことです。

以上の経緯を経て、対象者は、平成25年7月上旬頃、リサ・パートナーズより、同社が保有する対象者普通株式を売却し、資本提携関係を一部解消する意向を有している旨を示されましたが、対象者としても、所有不動産の流動化スキームが完結し、リサ・パートナーズとの資本関係を解消する時期に来ていると考えていた時期での申し入れであったため、これを受け入れる方向で検討を行ってきたとのことです。対象者は、資本提携関係の一部解消に伴い、同社所有の対象者株式が一時的にまとまって株式市場に放出されることによる対象者普通株式の流動性及び市場価格に与える影響や、今後の事業展開を円滑に行える経営環境としての安定的な株主構成の維持に配慮し、対象者と良好な関係にある取引先等の第三者による買い受けや対象者が自己株式として買い受けの可能性がある、並びに対象者の関連当事者による取得といった方法を、対象者の資本政策上、望ましい株式移動の手段と考え、その可能性につき検討を重ねたとのことです。しかしながら、対象者による自己株式としての買い受けに関しましては、繰越損失が存在する現在の状態では、会社法第461条1項2号・3号の規制上、これを行うことができず、また、取引先等の第三者による買い受けにつきましても、消費税の増税等、先行きに不透明感がある現在の経済環境において、リサ・パートナーズが売却を希望する対象者株式数が相当規模に及ぶことから、長期安定保有を依頼できるような適切な企業等の選定に至らなかったとのことです。

このような状況の中、当社の代表取締役であり対象者の筆頭株主である河野義勝氏が議決権のすべてを保有する対象者の関連当事者である当社が、リサ・パートナーズの株式売却の意向を汲んで、買い受けを行うことが、前述した対象者の資本政策のビジョンに違わず、今後の対象者のさらなる成長・発展と企業価値の向上に安定的に寄与する最善の手段であるとの判断に至り、リサ・パートナーズと応募株式買い取りの交渉を行い、一定の条件が整えば買い受けを行うとの意向を対象者は得ることができたとのことです。

その結果、当社がリサ・パートナーズ応募株式を買い取り、当社と対象者との間の協力関係を構築していくことが、対象者の今後の事業計画に影響を与えずに、短期的な投資回収を目的としない会社が安定大株主となることで、長期的な視点での事業運営が可能となり、対象者の企業価値向上に資するものと考え、平成25年11月12日に当社とリサ・パートナーズとの間でリサ・パートナーズ応募予定株式を本公開買付けに応募する旨の合意に至り、平成25年11月12日に、本公開買付けを実施すること、及び当社におけるリサ・パートナーズ応募予定株式を買付けが可能な財務状況及び資金繰りに鑑み、また、リサ・パートナーズも対象者との資本提携関係を一挙に全て解消するのではなく、段階的に取り組みながら今後の方針を検討していくとの考えから、買付け株数は1,000,000株とすることを決定いたしました。当社といたしましては、対象者株式が東京証券取引所の定める上場廃止基準に抵触することがないように、本公開買付け後も対象者株式の上場を引き続き維持することを企図しており、上場会社としての対象者の独立性を確保しつつ、危惧される支配株主による独断的な経営の可能性については、対象者の役員における社外役員の監視・監督により、取引の公正性を担保し、当社との協力関係をさらに強化し、対象者の企業価値向上を図っていく方針です。また、本公開買付け後における対象者の役員構成につきましては、現状を維持いたします。

なお、本公開買付け終了後におきまして、対象者とリサ・パートナーズとの関係については、対象者が保有している不動産の有効活用についての助言を、対象者はリサ・パートナーズより得ていることもあり、引き続き良好な事業関係を継続する予定とのことです。また、リサ・パートナーズが本公開買付けに応募する予定でない対象者普通株式526,625株（所有割合5.02%）についてのリサ・パートナーズの保有方針については、引き続き保有しながら方針を検討していくとのことです。

当社は、本公開買付けの主たる目的がリサ・パートナーズ応募予定株式を取得することであることに鑑み、本公開買付け価格については、当社とリサ・パートナーズとの協議・交渉を重ね、両者が合意した価格とする方針を採用しました。

当社とリサ・パートナーズは、対象者普通株式の取引が一般的に金融商品取引所を通じて行われていることを勘案し、本公開買付け価格につきましても、対象者普通株式の市場価格を基に検討することといたしました。そして、対象者普通株式の6ヶ月間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）の市場価格終値の推移（161円～200円）及び株式市場における取引状況等を総合的に勘案し、協議・交渉した結果、本公開買付けの交渉を開始した時期である平成25年7月を基準として、交渉期間である平成25年7月1日から平成25年9月30日までの3ヶ月間の東京証券取引所市場第二部における対象者普通株式の終値の単純平均値である178円から24.16%ディスカウントをした価格である135円をもって本公開買付け価格とすることについて合意いたしました。

	<p>なお、本公開買付価格の決定に際しては、対象者普通株式の取引が一般的に金融商品取引所を通じて行われていることを勘案し、対象者普通株式の市場価格を基に検討することとしており、当社は対象者の関連当事者として相当程度に把握している対象者の事業・財務内容に関する情報を踏まえて、当社が想定した対象者株式の価値は本公開買付価格以上であると判断いたしました。また、対象者は平成25年11月8日に「業績予想の修正に関するお知らせ」を公表しておりますが、本修正が本公開買付価格に与える影響はございません。なお、本公開買付けに際し、本公開買付価格の算定に関する第三者の意見の聴取等の措置は講じておりません。</p>
--	--

(3) 【買付予定の株券等の数】

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
1,000,000 (株)	1,000,000 (株)	1,000,000 (株)

- (注1) 応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(1,000,000株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の上限(1,000,000株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。
- (注2) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。
- (注3) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

## 5【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	1,000
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(平成25年11月13日現在)(個)(d)	
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成25年11月13日現在)(個)(g)	4,333
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	
対象者の総株主等の議決権の数(平成25年3月31日現在)(個)(j)	10,411
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合((a)/(j)) (%)	9.55
買付け等を行った後における株券等所有割合 $((a + d + g) / (j + (b - c) + (e - f) + (h - i)) \times 100)$ (%)	50.94

(注1)「買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)」は、本公開買付けにおける買付予定数(1,000,000株)に係る議決権の数を記載しております。

(注2)「対象者の総株主等の議決権の数(平成25年3月31日現在)(個)(j)」は、対象者が平成25年8月13日に提出した第143期第1四半期報告書に記載された総株主等の議決権の数です。

ただし、本公開買付けにおいては、単元未満株式(ただし、対象者が所有する単元未満の自己株式を除きます。)についても本公開買付けの対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、対象者の上記第1四半期報告書に記載された平成25年3月31日現在の単元未満株式数(59,000株)から同日現在の単元未満の自己株式数(767株)を控除した58,233株に係る議決権の数(58個)を加算し、「対象者の総株主等の議決権の数(j)」を10,469個として計算しています。

(注3)「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しています。

## 6【株券等の取得に関する許可等】

該当事項はありません。

## 7【応募及び契約の解除の方法】

### (1)【応募の方法】

公開買付代理人

みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

本公開買付けに応募する際には、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載し、公開買付期間の末日の15時までに、公開買付代理人の本店又は全国各支店において応募してください。

本公開買付けに係る応募の受付にあたっては、本公開買付けに応募する株主（以下「応募株主等」といいます。）が、公開買付代理人に証券取引口座を開設した上、応募する予定の株券等を当該証券取引口座に記録管理する必要があります。本公開買付けにおいては、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等を経由した応募の受付は行われません。また、本公開買付けにおいては、対象者指定の特別口座の口座管理機関である三菱UFJ信託銀行株式会社に設定された特別口座に記録されている株券等をもって本公開買付けに応募することは出来ません。応募する予定の株券等が、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等に開設された証券取引口座又は特別口座の口座管理機関に設定された特別口座に記載又は記録されている場合は、応募に先立ち、公開買付代理人に開設した証券取引口座への振替手続を完了していただく必要があります。

（注1）

応募株主等は、応募に際しては、上記「公開買付応募申込書」とともに、ご印鑑をご用意ください。

公開買付代理人に証券取引口座を開設しておられない応募株主等には、新規に証券取引口座を開設していただく必要があります。証券取引口座を開設される場合には、本人確認書類（注2）が必要になります。

上記の応募株券等の振替手続及び上記の口座の新規開設には一定の日数を要する場合がありますのでご注意ください。

外国の居住者である株主（法人株主を含みます。以下「外国人株主」といいます。）の場合、日本国内の常任代理人を通じて応募してください。

日本の居住者である個人株主の場合、買付けられた株券等に係る売却代金と取得費等との差額は、一般的に株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税の適用対象となります。（注3）

応募の受付に際し、公開買付代理人より応募株主等に対して、公開買付応募申込みの受付票が交付されます。

（注1）対象者指定の特別口座の口座管理機関に設定された特別口座から公開買付代理人の証券取引口座に株券等の記録を振替える手続について

対象者指定の特別口座の口座管理機関に設定された特別口座から公開買付代理人の証券取引口座に株券等の記録を振替える手続を公開買付代理人経由又は特別口座の口座管理機関にて行う場合は、特別口座の口座管理機関に届け出ている個人情報と同一の情報が記載された「口座振替申請書」による申請が必要となります。詳細については、公開買付代理人又は特別口座の口座管理機関にお問合せくださいますようお願い申し上げます。

（注2）本人確認書類について

公開買付代理人において新規に証券取引口座を開設される場合又は日本国内の常任代理人を通じて応募する外国人株主の場合には、次の本人確認書類が必要になります。本人確認書類等の詳細については、公開買付代理人へお問合せください。

個人・・・住民票の写し（6ヶ月以内に作成されたもの）、健康保険証、運転免許証等（氏名、住所、生年月日全てを確認できるもの）。

法人・・・登記事項証明書（6ヶ月以内に作成されたもので名称及び本店又は主たる事務所の所在地並びに事業内容を確認できるもの）。

法人自体の本人確認に加え、取引担当者（当該法人の代表者が取引する場合はその代表者）個人の本人確認が必要となります。

外国人株主・・・日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の上記本人確認書類に準じるもの等（本人確認書類は、自然人の場合は、氏名、住所、生年月日の記載のあるもの（ 1）、法人の場合は、名称及び本店又は主たる事務所の所在地並びに事業内容の記載のあるもの（ 2）が必要です。また、当該本人確認書類は、自然人及び法人ともに6ヶ月以内に作成されたもの、又は有効期間若しくは期限のある書類は有効なものに限ります。）及び常任代理人との間の委任契約に係る委任状又は契約書の写し（ 3）が必要となります。

- （ 1）外国に居住される日本国籍を有する株主の方は、原則としてパスポートの提出をお願いいたします。
- （ 2）法人の場合、当該法人の事業内容の確認が必要であるため、本人確認書類に事業内容の記載がない場合は、別途事業内容の確認できる書類（居住者の本人確認書類に準じる書類又は外国の法令の規定により当該法人が作成されることとされている書類で事業内容の記載があるもの）の提出が必要です。
- （ 3）当該外国人株主の氏名又は名称、国外の住所地の記載のあるものに限り、常任代理人による証明年月日、常任代理人の名称、住所、代表者又は署名者の氏名及び役職が記載され、公開買付代理人の証券取引口座に係る届出印により原本証明が付されたものの。

（注3）日本の居住者の株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税について（個人株主の場合）

日本の居住者である個人株主の方の場合、株式等の譲渡所得等には、原則として申告分離課税が適用されます。本公開買付けへの応募による売却につきましても、通常の金融商品取引業者を通じた売却として取り扱われることとなります。税務上の具体的なご質問等につきましては、税理士等の専門家にご確認いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

## (2) 【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間の末日の15時まで、応募受付けをした公開買付代理人の本店又は全国各支店に公開買付応募申込みの受付票を添付の上、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください。契約の解除は、解除書面が公開買付代理人に交付され、又は到達した時に効力を生じます。従って、解除書面を送付する場合は、解除書面が公開買付期間の末日の15時まで、公開買付代理人に到達しなければ解除できないことにご注意ください。

解除書面を受領する権限を有する者

みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号  
(その他みずほ証券株式会社全国各支店)

## (3) 【株券等の返還方法】

応募株主等が上記「(2)契約の解除の方法」に記載の方法により公開買付けに係る契約の解除を申し出た場合には、解除手続終了後速やかに後記「10 決済の方法」の「(4)株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還いたします。

## (4) 【株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

8【買付け等に要する資金】

(1)【買付け等に要する資金等】

買付代金(円)(a)	135,000,000
金銭以外の対価の種類	
金銭以外の対価の総額	
買付手数料(b)	26,000,000
その他(c)	2,500,000
合計(a)+(b)+(c)	163,500,000

(注1)「買付代金(円)(a)」欄には、本公開買付けにおける買付予定数(1,000,000株)に、1株当たりの買付価格(135円)を乗じた金額を記載しています。

(注2)「買付手数料(b)」欄には、公開買付代理人に支払う手数料の見積額を記載しています。

(注3)「その他(c)」欄には本公開買付けに関する公告に要する費用及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費その他諸費用につき、その見積額を記載しています。

(注4)上記金額には消費税等は含まれていません。

(注5)その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は本公開買付け終了後まで未定です。

(2)【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

【届出日の前々日又は前日現在の預金】

種類	金額(千円)
普通預金	170,000
計(a)	170,000

【届出日前の借入金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1				
2				
計				

□【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
個人	河野義勝 (東京都渋谷区)	金銭消費貸借契約 金額: 1億7千万円 期間: 20年 金利: 免除(ただし、3年経過後、有限会社河野商事の財務内容を検討し、見直しを行う。) 担保の状況: 本公開買付けにおいて取得した株式を担保とする。	170,000
計			170,000

(注) 当該借入金(170,000千円)は、上記「 届出日の前々日又は前日現在の預金」記載の普通預金170,000千円に含まれております。

【届出日以後に借入れを予定している資金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1				
2				
計(b)				

ロ【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
計(c)			

【その他資金調達方法】

内容	金額(千円)
計(d)	

【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

170,000千円 ( (a) + (b) + (c) + (d) )

(3) 【買付け等の対価とする有価証券の発行者と公開買付者との関係等】

該当事項はありません。

## 9 【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】

該当事項はありません。

## 10 【決済の方法】

### (1) 【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

### (2) 【決済の開始日】

平成25年12月17日(火曜日)

(注) 法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、決済の開始日は平成26年1月6日(月曜日)となります。

### (3) 【決済の方法】

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の住所宛に郵送いたします。買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金を応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指定した場所へ送金するか、公開買付代理人の応募受け付けをした応募株主等の口座へお支払いします。

### (4) 【株券等の返還方法】

後記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(1)法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」又は「(2)公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部又は一部を買付けないこととなった場合には、公開買付代理人は、返還することが必要な株券等を決済の開始日（公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）以後、速やかに応募が行われた時の状態に戻します。

## 11 【その他買付け等の条件及び方法】

### (1) 【法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容】

応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（1,000,000株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の上限（1,000,000株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います（各応募株券等の数に1単元未満の株数の部分がある場合、あん分比例の方法により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とします。）。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限に満たないときは、買付予定数の上限以上になるまで、四捨五入の結果切り捨てられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき1単元（追加して1単元の買付けを行うと応募株券等の数を超える場合は応募株券等の数までの数）の応募株券等の買付けを行います。ただし、切り捨てられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付けを行うと買付予定数の上限を超えることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付けを行う株主を決定します。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限を超えるときは、買付予定数の上限を下回らない数まで、四捨五入の結果切り上げられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を1単元（あん分比例の方式により計算される買付株数に1単元未満の株数の部分がある場合は当該1単元未満の株数）減少させるものとします。ただし、切り上げられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少させると買付予定数の上限を下回ることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付株数を減少させる株主を決定します。

(2) 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

令第14条第1項第1号イないしリ及びヲないしソ、第3号イないしチ及びヌ、並びに同条第2項第3号ないし第6号に定める事項のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、令第14条第1項第3号ヌについては、同号イからリまでに掲げる事由に準ずる事項として、以下の事項のいずれかに該当する場合があります。

対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合

対象者の重要な子会社に同号イからリまでに掲げる事実が発生した場合

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。

(3) 【買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法】

法第27条の6第1項第1号の規定により、対象者が公開買付期間中に令第13条第1項に定める行為を行った場合は、府令第19条第1項に定める基準により買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

(4) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除の方法については、前記「7 応募及び契約の解除の方法」の「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。

なお、公開買付者は応募株主等による契約の解除があつた場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求しません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は当該解除の申出に係る手続終了後、速やかに前記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により返還します。

(5) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6第1項及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

(6) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面に応募株主等に交付する方法により訂正します。

(7) 【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付期間の末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

(8) 【その他】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。）を利用して行われるものでもなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本公開買付届出書又は関連する買付書類は、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、係る送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けできません。

本公開買付けへの応募に際し、応募株主等(外国人株主の場合は常任代理人)は公開買付代理人に対し、以下の表明及び保証を行うことを求められることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報(その写しを含みます。)も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段(ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。)又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと(当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。)

## 第2【公開買付者の状況】

### 1【会社の場合】

#### (1)【会社の概要】

##### 【会社の沿革】

年月	事項
平成16年10月	本店所在地を東京都新宿区新宿三丁目27番10号に、資本金3百万円、商号を有限会社河野商事として設立

##### 【会社の目的及び事業の内容】

###### (会社の目的)

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1 料理飲食店の経営
- 2 不動産の賃貸並びにコンサルタント業務
- 3 前各号に附帯関連する一切の業務

###### (事業の内容)

当社は、不動産の賃貸並びにコンサルタント業務等を主たる事業の内容としております。

##### 【資本金の額及び発行済株式の総数】

平成25年11月13日現在

資本金の額	発行済株式の総数
3,000,000円	60株

##### 【大株主】

平成25年11月13日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式の数 (株)	発行済株式の総数に対する所有株式の数の割合(%)
河野 義勝	東京都渋谷区	60	100.00
計		60	100.00

##### 【役員の職歴及び所有株式の数】

平成25年11月13日現在

役名	職名	氏名	生年月日	職歴		所有株式数 (株)
				年月	事項	
代表取締役		河野 義勝	昭和33年4月3日	昭和61年8月	対象者入社	60
				昭和63年6月	対象者取締役就任	
				平成2年6月	対象者常務取締役就任	
				平成4年6月	対象者専務取締役就任	
				平成16年9月	対象者取締役副社長就任	
				平成16年10月	公開買付者設立 取締役就任	
				平成17年6月	対象者代表取締役社長就任(現任)	
平成19年10月	公開買付者代表取締役就任(現任)					

役名	職名	氏名	生年月日	職歴		所有株式数 (株)
取締役		河野 優子	昭和36年9月17日	平成21年 4月	対象者顧問	
				平成21年 6月	対象者取締役就任	
				平成21年10月	公開買付者取締役就任(現任)	
				平成21年11月	対象者常務取締役就任(現任)	
				平成22年 5月	対象者営業担当就任(現任)	
				平成23年 5月	対象者内部統制担当就任(現任)	
計						60

(2) 【経理の状況】

1 財務諸表の作成について

当社の第9期事業年度(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)に関する財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社の財務諸表は監査法人又は公認会計士の監査証明を受けておりません。

【貸借対照表】

(単位:千円)

第9期事業年度 (平成25年3月31日)	
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	2,331
流動資産合計	2,331
固定資産	
長期貸付金	100
固定資産合計	100
資産合計	2,431
負債の部	
負債合計	
純資産の部	
株主資本	
資本金	3,000
利益剰余金	568
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	568
株主資本合計	2,431
純資産合計	2,431
負債純資産合計	2,431

【損益計算書】

(単位：千円)

第9期事業年度	
(自 平成24年4月1日	
至 平成25年3月31日)	
販売費及び一般管理費	
通信費	0
諸税公課	70
手数料	158
諸会費	8
販売費及び一般管理費合計	237
営業外収益	
受取利息	0
雑収入	0
営業外収益合計	0
経常損失	236
税引前当期純損失	236
当期純損失	236

【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

		第9期事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高		3,000
当期変動額		
当期変動額合計		
当期末残高		3,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		331
当期首残高		331
当期変動額		236
当期純損益		236
当期変動額合計		236
当期末残高		568
株主資本合計		
当期首残高		2,668
当期変動額		236
当期純損失		236
当期変動額合計		236
当期末残高		2,431
純資産合計		
当期首残高		2,668
当期変動額		236
当期純損失		236
当期変動額合計		236
当期末残高		2,431

(3) 【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

【公開買付者が提出した書類】

イ【有価証券報告書及びその添付書類】

ロ【四半期報告書又は半期報告書】

ハ【訂正報告書】

【上記書類を縦覧に供している場所】

2 【会社以外の団体の場合】

該当事項はありません。

3 【個人の場合】

該当事項はありません。

### 第3 【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

#### 1 【株券等の所有状況】

##### (1) 【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

(平成25年11月13日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号 に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号 に該当する株券等の数
株券	4,333(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ( )			
株券等預託証券 ( )			
合計	4,333		
所有株券等の合計数	4,333		
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

##### (2) 【公開買付者による株券等の所有状況】

(平成25年11月13日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号 に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号 に該当する株券等の数
株券	(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ( )			
株券等預託証券 ( )			
合計			
所有株券等の合計数			
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

(3)【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者合計）】

(平成25年11月13日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号 に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号 に該当する株券等の数
株券	4,333(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ( )			
株券等預託証券 ( )			
合計	4,333		
所有株券等の合計数	4,333		
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

(4) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者ごとの内訳）】  
 【特別関係者】

(平成25年11月13日現在)

氏名又は名称	河野 義勝
住所又は所在地	東京都新宿区新宿三丁目27番10号（公開買付者所在地）
職業又は事業の内容	公開買付者 代表取締役 対象者 代表取締役社長
連絡先	連絡者 有限会社 河野商事 業務部長 浅見 良太郎 連絡場所 東京都新宿区新宿三丁目27番10号 電話番号 03(3352)0380（代表）
公開買付者との関係	公開買付者の役員及び公開買付者に対して特別資本関係を有する個人

(平成25年11月13日現在)

氏名又は名称	河野 優子
住所又は所在地	東京都新宿区新宿三丁目27番10号（公開買付者所在地）
職業又は事業の内容	公開買付者 取締役 対象者 常務取締役
連絡先	連絡者 有限会社 河野商事 業務部長 浅見 良太郎 連絡場所 東京都新宿区新宿三丁目27番10号 電話番号 03(3352)0380（代表）
公開買付者との関係	公開買付者の役員及び公開買付者に対して特別資本関係を有する個人の親族(配偶者)

(平成25年11月13日現在)

氏名又は名称	河野 勝樹
住所又は所在地	東京都新宿区新宿三丁目27番10号（対象者所在地）
職業又は事業の内容	無職
連絡先	連絡者 有限会社 河野商事 業務部長 浅見 良太郎 連絡場所 東京都新宿区新宿三丁目27番10号 電話番号 03(3352)0380（代表）
公開買付者との関係	公開買付者に対して特別資本関係を有する個人の親族（長男）

【所有株券等の数】

河野 義勝

(平成25年11月13日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号 に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号 に該当する株券等の数
株券	3,477(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券( )			
株券等預託証券( )			
合計	3,477		
所有株券等の合計数	3,477		
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

河野 優子

(平成25年11月13日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号 に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号 に該当する株券等の数
株券	824(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券( )			
株券等預託証券( )			
合計	824		
所有株券等の合計数	824		
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

河野 勝樹

(平成25年11月13日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号 に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号 に該当する株券等の数
株券	32(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券( )			
株券等預託証券( )			
合計	32		
所有株券等の合計数	32		
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

## 2【株券等の取引状況】

### (1)【届出日前60日間の取引状況】

氏名又は名称	株券等の種類	増加数	減少数	差引
河野 義勝	普通株式	110(株相当)		110(株相当)

(注) 公開買付者の代表取締役である河野義勝氏は、対象者株式に関し累積投資を行っております。その拠出金額は月額10,000円であり、当該期間における取得株式数は平成25年9月分と平成25年10月分の20,000円分となり、110株相当の取得が見込まれております。

## 3【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

公開買付者の代表取締役である河野義勝氏は、対象者発行の株券を、株式会社三菱東京UFJ銀行よりの借入に対し752,138株、株式会社三井住友銀行よりの借入に対し640,000株担保に供しております。また、公開買付者の取締役である河野優子氏は、対象者発行の株券を、株式会社三菱東京UFJ銀行よりの借入に対し353,000株、株式会社みずほ銀行よりの借入に対し295,000株担保に供しております。

## 4【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】

公開買付者の代表取締役である河野義勝氏は、対象者株式に関し株式累積投資を行っております。その拠出金額は月額10,000円であります。

## 第4【公開買付者と対象者との取引等】

### 1【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】

該当事項はありません。

### 2【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

対象者プレスリリースによれば、対象者の取締役会は、意思決定の方法・過程における公正性・適正性を確保するため、当社、対象者及びリサ・パートナーズのいずれからも独立したリーガル・アドバイザーである弁護士雨宮眞也法律事務所から本公開買付けに関する対象者取締役会の意思決定の方法・過程について法的助言を受けながら慎重に審議、検討の上、本公開買付けにより当社が、リサ・パートナーズの保有している対象者普通株式の一部を取得し、実質的に河野義勝氏が対象者の支配株主となることは、( )短期的な投資回収を目的としない会社が安定大株主となることで、対象者の経営安定が図られ、長期的な視点での事業計画と運営が可能となり、今後の事業の再構築と企業価値の向上に有益であること、( )本公開買付けは対象者普通株式の東京証券取引所市場第二部における上場を維持することを企図しており、本公開買付けにおいて、本公開買付けの買付予定数の上限が設定され、本公開買付け後も対象者株式の上場が維持される予定であること、( )本公開買付け後における対象者の役員構成についても現状が維持されることから、当社及び当社の特別関係者以外の株主の利益保護及びすべてのステークホルダーにも配慮した経営を行うことが今後も可能と判断し、一方で危惧される支配株主による独断的な経営に関しましても、対象者社外役員（社外取締役2名及び社外監査役2名）の監視・監督により、経営の透明性及び取引の公正性を担保し、一定の独立性を維持していくことで、一般株主の利益と相反しない経営を継続できるとの判断に至ったことから、平成25年11月12日開催の対象者取締役会において、本公開買付けについて賛同の意見を表明することを、審議及び決議に参加した取締役2名全員の一致により、決議したとのことです（なお、対象者によれば、対象者の取締役は合計5名であるところ、そのうち、河野義勝氏は当社の代表取締役を兼務していることから、河野優子氏は河野義勝氏の配偶者であり、かつ当社及び対象者の取締役を兼務していることから、三村篤氏は本公開買付けに応募する旨の合意を得ているリサ・パートナーズの元従業員であることから、利益相反のおそれを回避する観点から、かかる対象者取締役会における本公開買付けに関する審議及び決議には参加していないとのことです。）。

なお、対象者は、同日開催の対象者取締役会において、( )本公開買付けの主たる目的が、当社がリサ・パートナーズ応募予定株式を取得することであり、本公開買付価格についても、当社とリサ・パートナーズとの協議・交渉により、両者が合意した価格であり、かつ直近の市場価格よりディスカウントされた買付価格であること、また、( )当社は、1,000,000株（所有割合9.52%）を上限として本公開買付けを実施するため、当社が所有する対象者普通株式の所有株式数は、最大で1,000,000株（所有割合9.52%）にとどまり、対象者普通株式は、本公開買付け終了後も引き続き東京証券取引所市場第二部における上場を維持することが企図されており、今後も対象者普通株式は企業価値判断に基づき市場での一般的な取引が可能であることから、対象者の株主の皆様としては本公開買付け成立後も対象者の普通株式を引き続き保有することにも十分な合理性が認められることに鑑み、本公開買付価格の妥当性については、意見を留保し、本公開買付けに応募されるか否かについては、株主の皆様判断に委ねることが望ましいとの判断に至り、その旨を審議及び決議に参加した取締役2名全員の一致により、決議したとのことです（なお、対象者プレスリリースによれば、河野義勝氏、河野優子氏及び三村篤氏については、河野義勝氏は当社の代表取締役を兼務していることから、河野優子氏は河野義勝氏の配偶者であり、かつ当社及び対象者の取締役を兼務していることから、三村篤氏は本公開買付けに応募する旨の合意を得ているリサ・パートナーズの元従業員であることから、利益相反のおそれを回避する観点から、かかる対象者取締役会における本公開買付けに関する審議及び決議には参加していないとのことです。）。

また、上記の平成25年11月12日開催の対象者取締役会には、対象者の監査役3名のうち体調不良による健康上の理由から審議及び決議を欠席した社外監査役である小木郁哉氏を除く2名（うち1名は社外監査役）が出席しており、いずれも上記の対象者の取締役会における決議事項（すなわち、本公開買付けについて、賛同の意見を表明する旨、及び本公開買付価格の妥当性についての意見を留保し、対象者普通株式について本公開買付けに応募するか否かは、それぞれ株主の皆様のご判断に委ねる旨の決議）について異議がない旨の意見を述べているとのことです。

## 第5【対象者の状況】

### 1【最近3年間の損益状況等】

#### (1)【損益の状況】

決算年月			
売上高			
売上原価			
販売費及び一般管理費			
営業外収益			
営業外費用			
当期純利益（当期純損失）			

#### (2)【1株当たりの状況】

決算年月			
1株当たり当期純損益			
1株当たり配当額			
1株当たり純資産額			

2【株価の状況】

金融商品取引所名又は認可金融商品取引業協会名	株式会社東京証券取引所 市場第二部						
	平成25年 5月	平成25年 6月	平成25年 7月	平成25年 8月	平成25年 9月	平成25年 10月	平成25年 11月
最高株価(円)	190	175	180	180	194	192	183
最低株価(円)	170	161	168	172	176	171	178

(注) 平成25年11月については、11月12日までのものです。

3【株主の状況】

(1)【所有者別の状況】

平成 年 月 日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方 公共団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の法 人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)									
所有株式数 (単元)									
所有株式数の割 合(%)									

(2)【大株主及び役員の所有株式の数】

【大株主】

平成 年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数 (株)	発行済株式の総数に対 する所有株式数の割合 (%)
計			

【役員】

平成 年 月 日現在

氏名	役名	職名	所有株式数 (株)	発行済株式の総数に対する所有株式数の割合 (%)
計				

4 【継続開示会社たる対象者に関する事項】

(1) 【対象者が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第141期（自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日） 平成24年 6月29日関東財務局長に提出

事業年度 第142期（自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日） 平成25年 6月28日関東財務局長に提出

【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第143期第 1 四半期（自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 6月30日） 平成25年 8月13日関東財務局長に提出

事業年度 第143期第 2 四半期（自 平成25年 7月 1日 至 平成25年 9月30日） 平成25年11月14日関東財務局長に提出する予定です。

【臨時報告書】

該当事項はありません。

【訂正報告書】

該当事項はありません。

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

武蔵野興業株式会社

（東京都新宿区新宿三丁目27番10号）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号）

5 【その他】

(1) 業績予想の修正

対象者は、平成25年11月 8日に「業績予想の修正に関するお知らせ」を公表しております。当該公表に基づく、対象者の業績予想の修正の概要は、以下のとおりです。なお、以下の公表内容の概要は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、当社はその正確性及び真実性について独自に検証しうる立場になく、また実際かかる検証を行っておりません。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照下さい。

平成26年3月期第2四半期（累計）連結業績予想数値の修正（平成25年4月1日～平成25年9月30日）

	売上高	営業利益	経常利益	四半期純利益	1株当たり 四半期純利益
前回発表予想（A）	百万円 740	百万円 35	百万円 55	百万円 55	円 銭 5.25
今回修正予想（B）	772	12	26	24	2.38
増減額（B - A）	32	23	29	31	
増減率（%）	4.3	65.7	52.7	56.4	
（ご参考）前期第2四半期実績 （平成25年3月期第2四半期）	744	77	70	35	3.39

平成26年3月期通期連結業績予想数値の修正（平成25年4月1日～平成26年3月31日）

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益	1株当たり 当期純利益
前回発表予想（A）	百万円 1,500	百万円 75	百万円 85	百万円 65	円 銭 6.21
今回修正予想（B）	1,500	55	65	55	5.25
増減額（B - A）	-	20	20	10	
増減率（%）	-	26.7	23.5	15.4	
（ご参考）前期実績 （平成25年3月期）	1,500	116	106	73	6.98

(2) 平成26年3月期第2四半期決算連結短信

対象者は、平成25年11月12日に「平成26年3月期 第2四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」を公表しております。当該公表に基づく、対象者の損益状況の概要は以下のとおりです。なお、当該内容につきましては、法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の四半期レビューを受けていないとのことです。また、以下の公表内容の概要は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、当社はその正確性及び真実性について独自に検証しうる立場になく、また実際かかる検証を行っておりません。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

損益の状況（連結）

決算年月	平成26年3月期 （第143期）第2四半期連結会計期間
売上高	772,910千円
売上原価	408,163千円
販売費及び一般管理費	352,384千円
営業外収益	25,581千円
営業外費用	11,845千円
四半期純利益	24,884千円

1株当たりの状況（連結）

決算年月	平成26年3月期 （第143期）第2四半期連結会計期間
1株当たり四半期純利益	2円38銭
1株当たり配当額	0円00銭
1株当たり純資産額	286円27銭